

			金相当額がサービス料金、リース料金の低減等により需要家に還元、控除されるものであること。					5年間温熱生産量（GJ／年）が100GJ以上であること。	
その他再生エネルギー設備	その他発電設備	風力発電	発電出力1kW以上であること。				地中熱利用	1 暖気・冷気、温水・冷水、不凍液の流量を調節する機能を有する設備であること。 2 ヒートポンプを設置する場合は、冷却能力または加熱能力が5kW以上であること。	
		小水力発電	発電出力1kW以上1,000kW以下であること。						
		バイオマス発電	1 バイオマス依存率60%以上であること。 2 バイオマスの調達見通しが長期間あること。 3 副燃料として石油起源の燃料を常時使用することを前提とするものでないこと。						
	熱利用設備	太陽熱利用	1 集熱器総面積5㎡以上であること。 2 JIS A 4112で規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有する設備であること。				下水熱利用	1 下水道施設から熱交換機を用いて下水熱を利用する設備であること。 2 ヒートポンプを設置する場合は、冷却能力または加熱能力が5kW以上であること。	
			その他熱利用	個別の事業計画による判断とする。					
		設備・製造・燃料	バイオマス燃料製造	1 バイオマスの調達見通しが長期間あること。 2 薪、木炭の製造設備ではないこと。 3 製造された燃料を他社に供給（販売）する計画の場合は、その供給先との共同申請であること。ただし、製造された燃料の過半を自家消費する場合は、単独申請で可とする。					
		エネルギー利用	ガスコージェネレーション	発電出力5kW以上であること。					
			燃料電池						
			蓄電池単体	1 発電設備（太陽					

設備

光発電を除く。)と同時設置または既設発電設備に接続する場合に限ること。

2 総蓄電容量は3 kWh以上かつ発電設備の発電出力の同等以下であること。

3 発電設備で発電した電力の全部または一部を蓄電池(車載用を含む。)に充電するとともに、充電した電力をその施設で消費することが可能であること。

次世代自動車+V2H

1 次世代自動車は電気自動車、プラグインハイブリッド自動車または燃料電池自動車であること。

2 V2Hは次世代自動車からの電力を分電盤を通じて施設用電力として利用できるシステムであること。

V2H単体

1 太陽光発電設備を備えているまたは新たに設置すること。

2 太陽光発電システムと常時接続し、次世代自動車の蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて、事業所の電力として使用するために必要な機能を有するものであること。

別表第6 (第3条第4項関係)

共通要件(次のいずれの条件を満たすこと)	
1	当年度内に補助金の交付を受けることができる設備は、1事業所あたり補助対象設備のいずれか1つとする。ただし、以下補助対象設備の組み合わせはこの限りではない。 (1) 省エネ設備 / 太陽光発電設備 (2) 省エネ設備 / 太陽光発電設備+蓄電池 (3) V2H単体 / 太陽光発電設備 (4) V2H単体 / 太陽光発電設備+蓄電池
2	補助対象設備の発注(契約)先の事業者および施工を行う事業者は、県内に本社または支店等の事業所を有する事業者であること。 ただし、以下の場合はこの限りではない。 (1) ファイナンスリースまたはオンサイトPPAにより設備を導入する場合 (2) 県内に発注または施工できる事業者がない場合
3	過去に以下の補助金の交付を受けて導入した設備の更新は対象外とする。 (1) 滋賀県民間事業者省エネ設備整備事業補助金 (2) 滋賀県民間事業者省エネ設備整備モデル事業補助金 (3) 滋賀県事業用再生可能エネルギー等導入促進事業補助金 (4) 滋賀県事業用再生可能エネルギー・高度利用技術導入加速化事業補助金 (5) 滋賀県民間事業者分散型エネルギーシステム導入加速化事業補助金 (6) 滋賀県あんしんエネルギー施設支援事業補助金 (7) 滋賀県分散型エネルギーシステム導入加速化事業補助金 (8) 省エネ・再エネ等設備導入加速化事業補助金

別表第7 (第4条関係)

対象設備	補助対象者
省エネ設備	次のいずれにも該当する者 1 草津市内に事業所等を有する中小企業者等 2 滋賀県補助金の交付を受けた者
太陽光発電	滋賀県補助金の交付を受けた者かつ

設備等	次のいずれかに該当する者 1 草津市内に事業所等を有する中 小企業者等 2 ファイナンスリースにより 1 に太陽光発電設備等を設置する リース事業者 3 オンサイト P P A により 1 に太 陽光発電設備等を設置する P P A 事業者
その他 再エネ等設備	次のいずれにも該当する者 1 草津市内に事業所等を有する中 小企業者等 2 滋賀県補助金の交付を受けた者

別表第 8（第 6 条関係）

提出 書類	滋賀県補助金の交付決定通知書の写し 滋賀県補助金の額の確定通知書の写し 支援プラザに提出した事業報告書の写し 愛する協定書の写し 振込先口座の通帳の写しまたは振込先口座の キャッシュカードの写し（金融機関名、口座 番号・名義がわかるもの） その他市長が必要と認めるもの
----------	---

別記
様式第 1 号（第 6 条関係）

事務局整理番号：
※申請者は記入しないでください。

草津市長 宛	年 月 日
申請者 住所 〒	
法人名（屋号）	
代表取締役 代表者氏名	印
▲支援プラザに申請した住所と同じ表記にしてください。 （フリガナ）	
申請者 氏 名	印

草津市省エネ・再エネ等設備導入加速化補助金交付申請書（兼実績報告書、交
付請求書）

草津市省エネ・再エネ等設備導入加速化補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、標
記補助金の交付について本申請書の記載内容および添付書類について誤りのないこと
を誓約して申請するとともに、実績を報告します。
また、今回の交付申請にあたり、市税に関する納税状況について、市長が照会・調
査することに同意します。
なお、申請のとおりに交付決定されたときは、交付決定額を下記交付金の振込口座へ支
払われたく請求します。

申請者の連絡先 （電話番号は平日星間に連絡が 取れる番号を記載してください）	(氏名) (TEL) (FAX) (E-mail)
事業を実施 する事業所	▼支援プラザに提出した事業報告書の住所と同じ表記にしてください。 事業を実施する事業所名 所在地 〒 草津市
交付申請額 交付請求額	円

（裏面へ）

金融機関名		（銀行番号：）
本支店名		（支店番号：）
預貯金種類	☐ 普通 ☐ 当座	※該当する方にチェックしてください。
口座番号		
フリガナ		
口座名義		

様式第 2 号（第 7 条第 1 項関係）

第 号
年 月 日

様

草津市長 印

草津市省エネ・再エネ等設備導入加速化補助金交付決定通知書兼額の確定通
知書

年 月 日付けで申請のあった草津市省エネ・再エネ等設備導入加速化
補助金については、草津市省エネ・再エネ等設備導入加速化補助金交付要綱第 7 条第
1 項の規定により、下記のとおり交付することに決定し、その額を確定したので通知
します。
なお、交付金については、年 月 日に届出のあった口座に振り込みます。

記

交付決定額	円
額の確定額	円

様式第 3 号（第 7 条第 2 項関係）

第 号
年 月 日

様

草津市長 印

草津市省エネ・再エネ等設備導入加速化補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった草津市省エネ・再エネ等設備導入加速化
補助金については下記の理由により交付しないことに決定したので通知します。

記

不交付とした理由

様式第 4 号（第 1 5 条第 1 項関係）

年 月 日

草津市長 宛

住 所

（フリガナ）

申請者 氏 名

草津市省エネ・再エネ等設備導入加速化補助金財産処分承認申請書

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた標記補助金により取得した財産を処分したいので、草津市省エネ・再エネ等設備導入加速化補助金交付要綱第 1 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり承認を申請します。

記

1 処分の内容

(1) 処分する財産名および品番

(2) 処分方法 ※該当する項目にチェックしてください。
☐目的外使用（転用） ☐譲渡 ☐交換 ☐貸付 ☐担保 ☐廃棄

(3) 処分予定日

2 処分の理由

3 添付書類

（令和 7 年 6 月 1 日揭示済み）

公 告

公 告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 7 年 5 月 1 6 日

草津市長 橋 川 渉

1 工事概要等

- (1) 契約番号 5 0 7 1 - 0 2 1
- (2) 工事名 南笠東小学校予防改修工事（機械）
- (3) 工事場所 草津市南笠東四丁目
- (4) 工事概要 受水槽の更新
換気扇・ダクト・ガラの更新
空調自動制御盤および機器の取り

付け、配管配線の調整
衛生器具（洗面台、シャワーパン等）の更新

学校内の配管の更新

(5) 工事期間 契約締結日から令和 8 年 1 0 月 3 0 日まで

2 予定価格 9 1, 8 6 4, 0 0 0 円（税抜き）

3 最低制限価格 設定する。（事後公表）

4 入札方法 地方自治法、草津市契約規則および関係諸法令に基づき執行する。
また、電子入札とし、草津市電子入札システムを用いて行う。

5 入札の参加希望に関する事項

(1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと。

(2) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(3) 公告日から入札執行日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成 1 4 年 6 月 1 日制定）第 2 条および第 3 条に基づく指名停止の措置期間中でないこと。

(4) 次に掲げる本工事に係る設計業務等の受託者でないこと、および当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者でないこと。

草津市青地町 2 1 3 - 1 ディアコート青地 II 3 階事務所

プランニングワイズ

なお、「当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者」とは、次のアまたはイに該当する者である。

ア 当該受託者の発行済株式総数の 1 0 0 分の 5 0 を超える株式を有し、またはその出資の総額の 1 0 0 分の 5 0 を超える出資をしている建設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

(5) 草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（平成 1 3 年草津市告示第 1 8 9 号）に基づき、令和 7 年度において給排水冷暖房工事（管工事）部門に登録されて

いる者であること。

- (6) 上記(5)のうち、草津市建設工事等指名競争入札参加者格付基準に基づく令和7年度の格付において、給排水冷暖房工事（管工事）部門のAランクとして格付けされている者であること。

- (7) 次の基準を満たす現場代理人および主任技術者を当該工事に配置すること。

ア 現場代理人は、主任技術者の職責を兼ねることができる。

イ 主任技術者は、1級管工事施工管理技士の資格を有する者であること。

ウ 主任技術者は、必要に応じて監理技術者（監理技術者資格者証を有している者）とし、併せて監理技術者講習修了証または監理技術者講習修了証明書も有していること。

エ 主任技術者（監理技術者）は、雇用者と直接かつ恒常的な（入札日において3か月以上）雇用関係があること。

6 設計図書等の配布

- (1) 配布期間 令和7年5月16日午前9時から令和7年6月18日午後5時まで
- (2) 配布方法 草津市電子入札システムの入札情報公開システムより入手すること。

7 設計図書等に対する質疑

- (1) 受付期間 令和7年5月16日午前9時から令和7年5月29日午後5時まで
- (2) 受付場所 草津市役所契約検査課
- (3) 受付方法 電子メールとする。提出時には必ず着信確認を行うこと。

E-mail keiyaku@city.kusatsu.lg.jp

- (4) 様式 別紙様式1を用いること。
- (5) 回答日・回答方法 令和7年6月5日午前9時から令和7年6月18日午後5時までより、草津市電子入札システムの入札情報公開システムによる公開および契約検査課窓口縦覧にて行う。

なお、回答に対する再質問については受け付けない。

8 入札書等の提出

- (1) 入札書受付期間 令和7年6月17日午前9時から令和7年6月18日午後5時まで
- (2) 提出の方法 草津市電子入札システムにより提出すること。
- (3) 紙入札による参加 草津市電子入札心得第4条に基づき行うこと。

(4) 提出書類等

入札参加者は、次に定める書類を入札書に添付して、草津市電子入札システムにより送信すること。紙入札による場合も添付すること。添付がない場合や書類が不鮮明で内容の確認ができない場合は失格とする。また、再申請は認めない。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書および誓約書（別紙様式2）

イ 最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し

ウ 管工事業に係る特定建設工事業の許可を有している者であることが確認できるものの写し

エ 見積内訳書

- (5) 添付ファイルの容量は、3メガバイトまでとする。

9 開札

- (1) 開札日時 令和7年6月19日 午前9時30分から

- (2) 開札場所 草津市役所契約検査課

10 落札者の決定方法

予定価格および最低制限価格を設定していることから、開札後、その価格の範囲内の最低価格応札者から入札参加資格要件を満たしているかを審査し、入札参加資格要件を満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。

また、次に説明する積算疑義申立て手続き完了後に落札決定をするものとする。

11 積算疑義申立て手続きに関する事項

- (1) 積算疑義申立者 本工事の入札参加資格要件を満たした入札参加者に限る。
- (2) 積算疑義申立方法 草津市建設工事の積算疑義申立て手続きに関する取扱要領により行う。

12 入札の無効

- (1) 草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）第14条の規定に該当する入札は無効とする。
- (2) 入札に必要な資格に虚偽の申請を行った者の入札は無効とする。
- (3) 草津市電子入札心得に違反した入札は無効とする。

13 契約条項を閲覧する場所

草津市総務部契約検査課

14 現場説明

無 入札参加希望者において
現場の状況を熟知しておくこと。

- 1 5 入札保証金 免除 ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の 1 0 0 分の 5 に相当する金額を違約金として徴収する。
- 1 6 前金払 可 草津市建設工事執行規則（平成 9 年草津市規則第 1 3 号）により行う。
- 1 7 中間前金払 可 草津市建設工事執行規則により行う。
- 1 8 部分払 可 草津市建設工事執行規則により行う。
- 1 9 契約保証金 要 落札金額の 1 0 % 以上の契約保証金を納付すること。ただし、保証事業会社の保証、金融機関の保証、公共工事履行保証証券による保証を付した場合または履行保証保険を締結した場合、契約保証金の納付を免除する。
- 2 0 その他必要事項
- (1) 申請書および資料の作成ならびに入札参加に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。
- (2) 共同企業体での参加は認めない。
- (3) 上記 5(7)の配置予定技術者は、3 者まで申請可能とする。
- (4) 草津市電子入札心得を熟読のこと。
- (5) 郵便等による入札および電報による入札は、取り扱わない。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から、1 0 日以内に契約書を提出しなければならない。
- (8) 落札者の決定から契約締結（仮契約締結後に本契約とする場合は、本契約とした時点）までの間において、当該落札決定者が草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成 1 4 年 6 月 1 日制定）第 2 条および第 3 条に基づく指名停止を受けた場合は、当該契約を締結しない。

(9) 公正な入札が確保できない、または、できなかったと思慮される場合は、入札を中止または落札決定による予約を解除することがある。

(10) 予定価格超過の入札および最低制限価格未満の入札は失格とする。

2 1 入札に関する問い合わせ先

草津市総務部契約検査課

電話 0 7 7 - 5 6 1 - 2 3 0 7（直通）

（令和 7 年 5 月 1 6 日揭示済み）

公 告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 7 年 5 月 2 3 日

草津市長 橋 川 渉

1 工事概要等

- (1) 契約番号 5 0 7 1 - 0 1 6
- (2) 工事名 南草津駅東口エスカレーター改修工事
- (3) 工事場所 草津市野路一丁目他
- (4) 工事概要 南草津駅東口エスカレーター 2 基の改修
- (5) 工事期間 契約締結日から令和 8 年 5 月 2 9 日まで

2 予定価格 1 3 3, 2 4 0, 0 0 0 円（税抜き）

3 最低制限価格 設定する。（事後公表）

4 入札方法 地方自治法、草津市契約規則および関係諸法令に基づき執行する。
また、電子入札とし、草津市電子入札システムを用いて行う。

5 入札の参加希望に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開

始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

- (3) 公告日から入札執行日までの間に、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止の措置期間中でないこと。

- (4) 次に掲げる本工事に係る設計業務等の受託者でないこと、および当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者でないこと。

草津市北大萱町590

土野池建築設計事務所

なお、「当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者」とは、次のアまたはイに該当する者である。

ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

- (5) 草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（平成13年草津市告示第189号）に基づき、令和7年度において機械設備工事（機械器具設置工事）部門に登録されている者であること。

- (6) 上記(5)のうち、本案件と同一の業種について、特定建設業の許可を有し、最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の機械器具設置工事の総合評定値（P）が1,500点以上の者であること。

- (7) 次の基準を満たす現場代理人および主任技術者を当該工事に配置すること。

ア 現場代理人は、主任技術者の職責を兼ねることができる。

イ 主任技術者は、建設業法第26条に規定する機械器具設置工事の主任技術者としての資格を有する者であること。

ウ 主任技術者は、必要に応じて監理技術者（監理技術者資格者証を有している者）とし、併せて監理技術者講習修了証または監理技術者講習修了証明書も有していること。

エ 主任技術者（監理技術者）は、雇用者と直接かつ恒常的な（入札日において3か月以上）雇用関係があること。

6 設計図書等の配布

- (1) 配布期間 令和7年5月23日午前9時から令和7年6月25日午後5時まで
- (2) 配布方法 草津市電子入札システムの入札情報公開システムより入手すること。

7 設計図書等に対する質疑

- (1) 受付期間 令和7年5月23日午前9時から令和7年6月5日午後5時まで
- (2) 受付場所 草津市役所契約検査課
- (3) 受付方法 電子メールとする。提出時には必ず着信確認を行うこと。

E-mail keiyaku@city.kusatsu.lg.jp

- (4) 様式 別紙様式1を用いること。
- (5) 回答日・回答方法 令和7年6月12日午前9時より、草津市電子入札システムの入札情報公開システムによる公開および契約検査課窓口縦覧にて行う。

なお、回答に対する再質問については受け付けない。

8 入札書等の提出

- (1) 入札書受付期間 令和7年6月24日午前9時から令和7年6月25日午後5時まで
- (2) 提出の方法 草津市電子入札システムにより提出すること。
- (3) 紙入札による参加 草津市電子入札心得第4条に基づき行うこと。

(4) 提出書類等

入札参加者は、次に定める書類を入札書に添付して、草津市電子入札システムにより送信すること。紙入札による場合も添付すること。添付がない場合や書類が不鮮明で内容の確認ができない場合は失格とする。また、再申請は認めない。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書および誓約書（別紙様式2）

イ 最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し

ウ 機械器具設置工事業に係る特定建設工事業の許可を有している者であることが確認できるものの写し

エ 見積内訳書

- (5) 添付ファイルの容量は、3メガバイトまでとする。

9 開札

- (1) 開札日時 令和7年6月26日 午前9時30分から

(2) 開札場所 草津市役所契約検査課

1 0 落札者の決定方法

予定価格および最低制限価格を設定していることから、開札後、その価格の範囲内の最低価格応札者から入札参加資格要件を満たしているかを審査し、入札参加資格要件を満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。

また、次に説明する積算疑義申立て手続き完了後に落札決定をするものとする。

1 1 積算疑義申立て手続きに関する事項

- (1) 積算疑義申立者 本工事の入札参加資格要件を満たした入札参加者に限る。
- (2) 積算疑義申立方法 草津市建設工事の積算疑義申立て手続きに関する取扱要領により行う。

1 2 入札の無効

- (1) 草津市契約規則（平成 6 年草津市規則第 1 0 号）第 1 4 条の規定に該当する入札は無効とする。
- (2) 入札に必要な資格に虚偽の申請を行った者の入札は無効とする。
- (3) 草津市電子入札心得に違反した入札は無効とする。

1 3 契約条項を閲覧する場所

草津市総務部契約検査課

- 1 4 現場説明 無 入札参加希望者において現地の状況を熟知しておくこと。

- 1 5 入札保証金 免除 ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の 1 0 0 分の 5 に相当する金額を違約金として徴収する。

- 1 6 前金払 可 草津市建設工事執行規則（平成 9 年草津市規則第 1 3 号）により行う。

- 1 7 中間前金払 可 草津市建設工事執行規則により行う。

- 1 8 部分払 可 草津市建設工事執行規則により行う。

- 1 9 契約保証金 要 落札金額の 1 0 % 以上の契約保証金を納付すること。ただし、保証事業会社の保証、金融機関の保証、公共工事履行保証証券による保証を付した場

合または履行保証保険を締結した場合、契約保証金の納付を免除する。

2 0 その他必要事項

- (1) 申請書および資料の作成ならびに入札参加に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。
- (2) 共同企業体での参加は認めない。
- (3) 上記 5 (7) の配置予定技術者は、3 者まで申請可能とする。
- (4) 草津市電子入札心得を熟読のこと。
- (5) 郵便等による入札および電報による入札は、取り扱わない。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から、1 0 日以内に契約書を提出しなければならない。
- (8) 落札者の決定から契約締結（仮契約締結後に本契約とする場合は、本契約とした時点）までの間において、当該落札決定者が草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成 1 4 年 6 月 1 日制定）第 2 条および第 3 条に基づく指名停止を受けた場合は、当該契約を締結しない。
- (9) 公正な入札が確保できない、または、できなかったと思慮される場合は、入札を中止または落札決定による予約を解除することがある。
- (10) 予定価格超過の入札および最低制限価格未満の入札は失格とする。

2 1 入札に関する問い合わせ先

草津市総務部契約検査課

電話 0 7 7 - 5 6 1 - 2 3 0 7（直通）

（令和 7 年 5 月 2 3 日揭示済み）